

【西郷村】 家庭用ごみ減量化機器等の購入費を補助 (及び電気式生ごみ処理機の貸し出し)しています



燃えるごみの約35%が生ごみであり、生ごみの重さのうち約80~90%は、水分といわれています。生ごみの水切りの徹底や堆肥化を進めることで、ごみを減らすことができます。

西郷村では、家庭から出る生ごみや庭木の剪定枝葉の減量化及び再生利用を促進し、生活環境の向上を図るため、ごみ減量化機器等購入費用の一部を補助します。なお、お試して電気式生ごみ処理機については、2週間の限定で機器の貸し出し(無料)を行っています。

🍁 補助金交付申請期限:令和9年3月19日(金)まで

🍁 補助金交付となる対象者について(令和8年度)

- ・当年度に機器を購入し、村に住所を有し居住している方(個人)
 - ・令和8年度以降、新たに購入、設置し、生成した減量ごみ、堆肥及び剪定枝等を自ら適正に処理できる方
- ※補助金の交付を既に受けている方や村税等に滞納がある方など要件に該当しない場合は、対象となりません

🍁 対象機器と補助金額について

補助金額	生ごみ処理容器 (コンポスト又はEMボカシ)	電動式生ごみ処理機又は ガーデンシュレッダー
購入金額 (税込)の 2分の1※	上限:2,000円 世帯 基	上限:20,000円 世帯 台


※補助対象金額については、100円未満の端数は切り捨て
中古品のオークションなど個人取引や転売により購入したものは対象外

- ガーデンシュレッダー(剪定枝等粉碎機)は、電力又は動力により剪定枝、落ち葉等を細分化する機械

🍁 詳しい申請方法は裏面をご覧ください。

【お問い合わせ・申請書等提出先】

〒961-8501 西郷村大字熊倉折口原40番地
西郷村 厚生部 住民生活課 (役場本庁舎1階窓口)
Tel 0248-25-2197 [生活環境・地域安全G]
Fax 0248-25-4517

ホームページは
こちらから 



🍁 申請から補助金受取までの流れ 🍁

① 要件の確認

対象者の要件や対象機器かどうかを確認してください。

※不明な点がございましたら、住民生活課までお問い合わせください

② 機器の購入

購入したい機器が、補助金の対象機器か確認してください。

※領収書又はレシートが必要となります。電動式生ごみ処理機、ガーデンシュレッダーの場合、メーカー保証書の写しが必要です。

③ 書類の準備

【申請に必要な書類など】

1. 申請書
2. 収支決算書
3. 購入した機器等の写真
4. 領収書又はレシート
5. メーカー保証書の写し
(電動式生ごみ処理機、ガーデンシュレッダー購入の場合のみ)
6. 振込先の通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの)
7. 印鑑(交付請求書に押印が必要です)



④ 交付申請等

提出先: 西郷村 厚生部 住民生活課(本庁舎1階窓口)

受付時間: 午前8時30分から午後5時まで

(土日祝日、年末年始を除く)

⑤ 審査

申請書類などに不備がないか、補助金交付要件を満たしているか審査を行い問題がなければ、『補助金交付決定通知書』が送付します。

⑥ 振込

補助金交付請求書の提出後、指定された口座へ補助金額を入金します。

🍁 申請上の注意事項 🍁

- ・ 審査の結果、不交付となる場合があります。
- ・ 生ごみ処理機等の購入店舗は区域外を問いません。インターネット購入した場合も必要な書類が提出できれば補助対象となります。
- ・ 中古品のオークションなど個人取引や転売により購入したものは対象外となります。
- ・ **ポイントやクーポンを使っただけの支払い部分は補助金対象外**となり、実際に負担される金額が対象となります。(本体のみ。付属品は補助金対象外です。)
- ・ 補助金交付後に実施するアンケート調査にご協力をお願いします。